

富士市コミュニティ交通サポート制度 Q & A

▶ バス停（駐車場）名称

- ・既存のバス停（駐車場）及び新設可能なバス停（駐車場）において、そのバス停（駐車場）の名称を、ご支援いただく事業者等の名称にします
- ・バス停（駐車場）の新設については、警察等と協議のうえ決定させていただきます

Q. 現在、自社名が既存のバス停（駐車場）の名称となっているが、サポート制度に申し込まなければ、バス停（駐車場）名称は変わってしまうのか？

Ans. 当該バス停（駐車場）の名称をご希望される事業者様がいた場合は、名称を変更させていただきます。

Q. 自分の事業所の前、若しくは近くにバス停（駐車場）を新設できないか？またルートを延長、変更することはできるのか？

Ans. 既存のバス停（駐車場）の位置及び安全性の関係から新設できるか検討させていただきます。ルートの延長や変更は、地域住民との協議等が必要なため、ご希望に沿えない場合があります。

Q. バス停（駐車場）の維持管理は誰がするのか？

Ans. あくまでもバス停（駐車場）の名称についての権利を有するものであり、実際のバス停（駐車場）の所有権は富士市であるため、破損や紛失等維持管理に関しましては富士市で行います。

▶ 車内音声案内

- ・事業者等の近隣のバス停において、事業者の名称等を車内にて音声案内します

Q. 案内内容は、どの程度の長さ（言語数）まで可能ですか？

Ans. コミュニティバスはバス停間の距離が短いことが多いため、「次は、〇〇〇（バス停名）です。×××でお悩みの方、□□□□クリニックへお越しの方はここでお降り下さい。」等程度とします。

▶ 車内へのポスター掲示

- ・事業者等が作製したA3までの大きさのポスター（事業者名のみでも可）を車内に掲示します

Q. 規定範囲（1箇所A3まで）以上の広告を掲載することは可能ですか？

Ans. 規定範囲は1箇所A3までとしているため、2箇所以上に掲示を希望される場合は、希望箇所数の支援金をいただくこととなります。ただし、スペースが空いていない場合は追加の掲示をお断りさせていただきます。

Q. デザインを考えてもらうことは、出来ますか？

Ans. 掲示するポスターは、各事業者様にてご用意いただきますようお願いいたします。

Q. 契約途中及び更新時において、ポスターを変更したい場合は、対応してもらえるのか？

Ans. 変更するポスターをご用意いただければ対応させていただきます。

Q. 掲示する場所は指定できるの？

Ans. 基本的にはお申込みの順に、利用者の目に留まりやすい場所から掲示していきます。

▶ 運行チラシへの掲載

- ・希望する路線の運行チラシ(ダイヤ・ルート図)に事業者名や電話番号、営業案内等の掲載を行います。

Q. 営業所ごと個別に名前の掲載されたチラシを作ってくれるのですか？

Ans. 運行チラシの掲載スペース内であれば複数の営業所を掲載することは可能です。ただし、規定の部数は1,000部としているため、それ以上の部数については希望部数の支援金をいただくこととなります。

Q. 複数の事業者が共同でチラシを作ることはできるのですか？

Ans. 運行チラシの掲載スペース内であれば複数の事業者を掲載することは可能です。ただし、支援金の分担額については事業者間で協議して決めていただくこととなります。

▶ 地域貢献協力金

- ・地元地域の活性化、地域貢献を目的に協賛金を受け付けます（口数は問いません）

Q. 1口（5,000円）だけでも構わないのですか？

Ans. 口数は問いませんので、1口だけでも構いません。無理のない範囲で継続的にご協力いただければ幸いです。